

陳情第135号	受理年月日	平成28年1月7日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	大阪府東大阪市六万寺町三丁目12-33 軽度外傷性脳損傷仲間の会 代表 藤本 久美子 (署名4名)	
件名	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうへの対応に関する意見書の提出について	
要旨	<p>軽度の外傷性脳損傷である脳しんとうは、通常生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性がある。誰もが転倒や自動車事故などにより受傷する場合があります、特にサッカーやボクシングなどの衝撃を受けるスポーツの場合は、そのリスクが高くなる。</p> <p>2007年の世界保健機関の報告では、世界で年間1,000万人の外傷性脳損傷患者が発生し、2020年には世界第3位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告している。</p> <p>損傷による主な症状は、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、目まい、頭痛、吐き気、光や騒音に対する過敏性、バランス障害など複雑かつ多様であり、症状がすぐにあらわれることもあれば、数カ月間後に発症することもある。特に、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身まひなどの多発性脳神経まひ、神経因性ぼうこうなどを発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくない。</p> <p>脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなり、死に至る場合もあるため、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきである。</p> <p>文部科学省や社団法人日本脳神経外科学会から学校における体育活動中の事故防止やスポーツによる脳損傷の予防に関する提言などがなされているが、教育現場や家庭では、正確な認識と理解が進んでおらず、対応も後手に回ってしまうため再就学・再就職のタイミングを失い、生活全般への不安、不便、孤独を感じ、うつ状態に陥る人も多い。特に罹患</p>	

(続 く)

年齢が低い場合、発達障害とみなされて見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかとなっているのが現状である。また、重篤な事案となった場合には、初動調査の遅れにより事案の経緯が明確にならず、介護、医療、補償問題もが後手に回り、家庭崩壊へと陥っている家族も多い。

については、国・政府等関係機関に対し、次のとおり意見書を提出していただきたい。

#### 記

- 1 脳しんとうが疑われる場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT及びMRIだけではなく、神経学的検査の受診を義務づけるとともに、SCAT3（12歳以下の場合はチャイルドSCAT3）を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。
- 2 脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関へのより一層の啓発・周知・予防を図ること。
- 3 保育園・幼稚園で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。